



文部科学省
国立教育政策研究所
National Institute for Educational Policy Research

いじめについて、
正しく知り、
正しく考え、
正しく行動する。

平成 25 年 7 月

生徒指導・進路指導研究センター

本冊子は、『いじめ追跡調査 2010-2012』を中心に、本研究所のいじめに関する研究成果を、よりわかりやすい形で提供するために作成されました。

昨年の夏以降、いじめの問題は日本全国のどの学校においても、最大の懸案事項になってきたと言えるでしょう。今年になってからも、新たないじめ自殺は続いています。実際に、いじめが確認され、その対応に苦慮している学校はもちろん、目立った行為が確認されていない学校においても、「いつ起きるかわからない」「いつ深刻化するかわからない」という心配や不安が絶えないのではないのでしょうか。とりわけ、「何を、どのように行っていけばよいのか」「考えられる手立ては講じたものの、それでよいのか」「どこまでやったら十分と言えるのか」等の疑問を拭いきれないのではないのでしょうか。

この冊子では、日々、学校現場でいじめ問題に取り組んでいる学校関係者に、正しい情報を知ってもらうとともに、正しく考えた上で、正しい行動をしていただくことを願って、まとめられています。必要なことをきちんと行っていただけるなら、いじめ問題が深刻な事態に至ることはありません。逆に、誤った情報に基づいて誤った対応を繰り返していたのでは、次々に深刻ないじめが起きる可能性があります。

まずは、全教職員がいじめというものについて、きちんと理解することが大切です。その上で、全ての児童生徒を対象にした全教職員による取組を行っていく。そうすることで、深刻ないじめをなくしていくことは可能です。この冊子に基づき、各学校でいじめ問題についての校内研修を行っていただくことをのぞんでやみません。

平成 25 年 7 月

国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター





目次

『いじめ追跡調査 2010-2012』とは？ 4

報告書で取り上げている「追跡調査」の歴史と概要について紹介。

2012年夏の社会問題化 - いじめと暴力 - 6

いじめと暴力は、なぜ区別すべきなのかを、改めて解説。

「暴力を伴ういじめ」の特徴 8

「暴力」や「暴力を伴ういじめ」の特徴と対処法を説明。

「暴力を伴わないいじめ」の特徴 10

「暴力を伴わないいじめ」の特徴と対処法を、新たなイメージで説明。

「未然防止」の進め方 12

「未然防止」を進める際の鍵となる事柄を解説。

☆『生徒指導リーフ』シリーズと

『生徒指導支援資料』シリーズの御案内☆ 14

『いじめ追跡調査 2010-2012』 とは？

ていることとなります。もちろん、今年も同じように実施しているので、一六年度目も突入しました。

—— すると、一九九八年度からのいじめの変化を見ることが出来るのですか？

もちろん、できます。ただし、二〇〇四年度以降とそれまでとは、いじめの質問を少し変えたので、今回の報告書では厳密に比較ができる二〇〇四年度以降の結果に限って紹介しています。

—— 二〇〇四年度から質問を変えたというのは、どういう理由からでしょうか？

国立教育政策研究所では、二〇〇四年度から三年間にわたり、海外の研究者と共同でいじめに関する比較調査研究を行いました。その関係で質問項目を見直したというのが大きな理由です。

欧米の研究においては必須の項目、逆に日本の関心からは譲れない項目、といったものがあります。互いに、従来の調査との比較可能性を保つために、調査項目や質問の仕方を整理した、ということなのです。

—— もう少し具体的に説明していただけますか？

欧米の場合、いじめに相当するとされてきた語は、英語圏で言うなら bullying になります。ところが、この語は暴力的な行為を中心にイメージされることが多いようです。

一方、日本のいじめという語は、もともとが暴力的とは限らず、むしろ非暴力的な行為というイメージで捉えられてきました。

た。最近では日本国内でもいじめのイメージにぶれが出てきているようですが、そもそもは暴力と一線を画す行為を指して問題視されてきたものがいじめです。

そういった違いがあるにもかかわらず単純に「bullying いじめ」と直訳しただけの調査を実施したのは、同じことを尋ねているつもりなのに各国の児童生徒は異なる行為について回答することになってしまっています。

つまり、一方は主に暴力的なものをイメージし、他方は非暴力的なものをイメージして答える、といった齟齬を生んでしまっただけです。

—— 辞書の上では間違っていないはずなのに、実際にはズレが起きてしまっとうことですか？

そのとおりです。文化的・社会的な事象の場合、単純な直訳では通用しないことが多いのです。文化や制度、社会的な習慣等が異なることはもちろん、一つの単語がどういった内容までを包含するのにも違いがあります。

同じ英語圏なのに、「からかう」という行為を表現する際、北米とオーストラリアでは異なる単語を用いたりすることもあり、実はそのときの共同研究の中で、英語圏の研究者も含め、初めて気付きました。

最近ではテレビ等でも海外のいじめ事情を紹介することが増えていますが、文化的・社会的な違いに余り注意を払わずに番組や記事が作られていることも多いのです。異なったものを比較し、多いとか少ないとか、ひどいとかマシだとか言ったりするわけですね。それでは、せっかくの情報提供も誤った情報の提供になりかねません。

—— だからこそ、きちんとした研究が必要になるわけですね。

そうなのです。ところが、研究者も同じような間違いを犯していたりするので厄介です。とりわけE.U.圏内では交流が盛んなこともあってか、安易に直訳式の比較研究が行われていたりします。お互いに近いと思っているのに、そのような研究を実施してしまうのでしようね。

私どもの場合、国の研究所が行う調査、国を代表するような調査になりますから、そうした点でも国内外のお手本となるよう、慎重に調査を進めました。日本のいじめに相当する行為を中心にしつつ、しかし欧米の関心も損ねないよう、また異なるものを比較することのないよう、配慮しました。

—— 具体的に言うと、どういった点でしょうか？

まず、児童生徒に対する質問文の中に、「いじめ」とか「bullying」といった語を用いないこととし、その代わりにどんな行為についての質問なのかを説明する文章を付けることにしました。

それぞれの国で用いられている語には、既に偏ったイメージが貼り付いています。個人々人においても同様です。そこで、言葉のイメージにひきずられて回答が偏ることを避けるため、あえてキーワードとなるような語は用いないことにしました。

—— なるほど、確かに質問項目（今回の報告書の15ページ下を参照）の中には「いじめ」という語はできませんね。「いじわるやイヤなこと」といった説明がありま

—— 今回、国立教育政策研究所から『いじめ追跡調査二〇一〇～二〇一二』が出版された。最初に、この報告書についてお聞かせください。

この報告書は、これまでに国立教育政策研究所が発表してきた『いじめ追跡調査二〇〇四～二〇〇六』や『いじめ追跡調査二〇〇七～二〇〇九』に続くものです。いじめの実態を定量的に調べた結果を3年ごとにまとめている報告書の最新版になります。

—— これまでの『いじめ追跡調査』の延長線上にあるものということですね。今回のものは、主に二〇一〇年度から二〇一二年度の結果を扱っているようですが、中には二〇〇四年度までさかのぼった分析もあります。調査は二〇〇四年から始まったということですか？

実際に調査が始まったのは一九九八年からです。ですので、もう一五年間、続い

いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する。

す。

また、欧米では「physical bullying」という表現で一括りにされる「暴力を伴ういじめ」を、暴力行為そのものとしか言えない行為と、暴力を伴いはするものの遊びを装った形、ふざけのような形でなされるものとに分けました。日本ではいじめと暴力は違うものという考え方でやってきましたので、それに従ってもらいました。

—— 海外よりもいじめ研究の歴史が長いですかね。

もう30年近くになります。北米は二〇〇〇年頃から深刻な問題として扱われるようになっただけなので、当時は研究が始まったばかり、欧州からの受け売りのような状態でした。

しかし、この「暴力を伴ういじめ」を二分する案も、最初は海外の研究者から強い顔をされました。質問項目がいたずらに増えるという理由からです。

彼らの慣例では、physical（物理的・身体的）、verbal（言語的・言葉による）、psychological（心理的）といった区別が定説ようになっていきます。ですから、なぜ physical だけ二つに分ける必要があるのか、というわけです。

—— それを説得していったわけですね？

この調査は、日本側がイニシアチブをとっていて、日本のいじめのような行為、欧米では「girls bullying（女子のいじめ）」と表現されたりしていた、非暴力的な行為を中心に調べることで合意できていました。ですので、どうにかなったのです。

ただ、調査が終わって結果が出てみると、physical を二つに分けたことはとてもよかったと海外の研究者から感謝されました。欧米では「bullying と violence（暴力）」の区別が不明確なまま bullying の語が一人歩きし、結果的に bullying と violence の混同が生じていましたから、新しい知見として参考になったのだと思います。

—— ほかに、どのような変更があったのでしょうか？

メールやインターネットを用いた行為に関する質問も、二〇〇四年度から追加しました。当時、「ネットいじめ」などは、まだ話題になっていませんでした。しかし、遅かれ早かれ問題になってくると予想されましたから、早々と組み入れることにしました。

—— そうすると、二〇〇四年度以降の日本のいじめの実態について、かなり幅広く、しかも欧米の調査研究とも比較できる形でデータをとり続けてきた結果がまとめられた報告書、ということですね？

そうお考えいただいて構いません。いじめとは何かを考える上で、実態を的確に示す基礎データであると自負しています。

例えば、各学校や教育委員会がいじめの対策を講じるような場合には、その前提として理解しておいていただきたいと思えます。また、対策の効果をシミュレーションするような場合、費用対効果を検討するような場合には、このデータに基づいて考えていただければ無駄がなくなるものと思います。



左から、『いじめ追跡調査 2004-2006』『いじめ追跡調査 2007-2009』『いじめ追跡調査 2010-2012』

2012年夏の 社会問題化 - いじめと暴力 -

——では、具体的に話をお聞きしていきたいと思えます。昨年の夏はいじめが社会問題化しましたね。

私どもの研究所でも、いじめに焦点を絞った資料を矢継ぎ早に出すなど、いろいろな対応を行いました。

もともと、『生徒指導リーフ』シリーズ(二〇一二年二月から発行開始。本冊子14ページ参照)の中で最初にいじめを取り上げた『生徒指導リーフ4 いじめアンケート』は、社会問題化前の発行です。

——なるほど。社会問題化以前に既に発行されていたんですね。『生徒指導リーフ7』から『生徒指導リーフ12』までは、全ていじめ関連が続いていますか…？

マスコミ報道の過熱化やそれを受けた学校・教育委員会の混乱を見据え、随時、必要と思われた情報を提供してきた結果、そうになりました。

——かなり素早い対応だと感じました。『リーフ』で紹介されている情報は、基本的には『いじめ追跡調査』に基づいたものという理解でよいのでしょうか？

中心はそうですが、ほかにも『いじめ・暴力防止に関する指導方法の在り方についての調査研究』(平成一九〜二二年度に実施)から得られた知見も含まれています。

既に『生徒指導支援資料』などで情報提供してきたものを、皆さんの関心や知りたい内容に即して整理し直し、より簡潔な形で提供してきたつもりです。

——昨年の第四次社会問題化の中で、日本各地の学校や教育委員会が、改めていじめ対応やいじめ対策を問われ、見直しを行ってきたものと思います。そうした状況に対して、今回の報告書は一石を投じることになるとお考えですか？

昨夏の社会問題化に伴う各種の報道を見聞きしていると、いじめの概念や議論がすっかり混乱してきているように感じます。そして、何かしたいという思いからではあるのですが、いじめの実態を踏まえない的的外れな動きが全国各地、教育委員会や学校に広がっていると感じます。

そうした混乱を鎮め、冷静に適切な対応をしていたら、今回の報告書が示す知見は、大きな力になるものと考えています。

——「混乱」と言いますか…？

いじめと暴力をきちんと区別しないまま、いじめという表現のもとに性急な議論がなされ、しかも学校や教育委員会に対し

て即効的な解決策を求めるような動きが生まれたと感じています。それが、一つ目の「混乱」ですね。

そして、そうした動きを受けて拙速に対応しようとした結果、皮肉なことに、本来のいじめ対応やいじめ対策がおろそかになりかねない状況が生まれてしまったのではないかと感じています。これが、もう一つの「混乱」と言えます。

——少し具体例をあげて説明してもらえますか？

例えば、滋賀県大津市のいじめ自殺事案ですが、これまでのいじめ自殺とは少し趣の異なるもの、いじめとしては特異なものと言えます。

一般にいじめというのは、暴力を用いることが多いため、「目に見えにくい」、「気付きにくい」と言えます。ところが、大津の事案の場合には、生徒はもちろん、何人の教師が、暴力行為の存在を認知していました。それにもかかわらず、そうした行為を本気でやめさせるまでには至らなかったようです。

つまり、「暴力」を容認・放置してしまつた結果、「暴力を伴ういじめ」にまで発展させ、自殺にまで至らしめたという、それまでには余り見られなかった特異な事案と言えます。

——なるほど。確かに、「見えにくい」とされてきたいじめとは違いますね。

ところが、連日のマスコミ報道によって、あのような「暴力を伴ういじめ」こそが深刻ないじめの代表であるかのようなイメージが人々に刷り込まれてしまったのではな

いでしょうか。

——暴力を伴わなくとも深刻ないじめはあるし、むしろそちらの方が数も多い可能性が高いのに…、ということですね？

そうです。しかも、従来から文部科学省が示してきた「深刻ないじめはどの学校、どのクラス、どの子どもにも起こりうる」という本来のいじめ(「暴力を伴わないいじめ」)に関する認識と、いじめとしては特異な大津のような事案とが一緒に報道される形になりました。

その結果、あたかも日本中の学校に「暴力」や「暴力を伴ういじめ」が横行しているかのような不安や不信が、保護者や一般市民に広がってしまったのではないのでしょうか。

——確かに、一般市民からすると、「一体、学校は何をやっているのか」という嘆きや怒り、不安や不信を抱かざるを得ませんでした。

一般市民だけではなく、教職員に与えた影響も深刻と考えています。「暴力を伴ういじめ」の報道が相次いだことで、「暴力を伴わないいじめ」をますます見過ごしたり、気付きながら見逃したりということが全国各地で起きてしまったのではないかと、この懸念があります。

——と言いますか…？

昨年の7〜8月は、大津の事案に絡んだいじめ報道が盛んに行われていました。また、大津だけでなく、全国各地の事案が過去のものまで掘り起こされるなどしていま

した。普通なら、学校関係者はいじめに對して敏感というか、過敏になっていたはずだ。

ところが、なぜか9月になってから二つのいじめ自殺事案が起きます。東京都品川区と兵庫県川西市で、いじめが原因となった自殺を防げなかったのです。

実は、この二つの事案には共通点があります。相談を受けたら報告を受けたりしていながら、教師が深刻な問題とは受けとめなかった、という点です。一部では「単なる嫌がらせ程度」との認識だったとも報じられています。

つまり、子どもの懸念というのは、「暴力を伴っていないから、大したことではない」と受けとめてしまう風潮が教職員の中に形成されてしまったのではないかと、いふことなのです。

確かに、暴力を伴う事案でなければ深刻ではないかのような表現を見聞きすることはあります。

あえて「暴力」とは異なる語を用い、「暴力を伴わないけれども、児童生徒を死に至らしめる危険な行為」として注意を促してきたという歴史があったにもかかわらず、それが水泡に帰しかねない状況に至ってしまっているのではないかと感じます。

素朴な疑問で恐縮ですが、いじめであろうが、暴力であろうが、どちらも問題なのだから、一緒に解消させていけばよい、という考え方ではいけないのでしょうか？

そうした発想は単純でわかりやすいもののように思われがちですが、大きな問題点

があります。それは、「目に見えやすい」暴力行為が目が奪われ、「目に見えにくい」いじめ行為は見過ごされやすくなる、という点です。品川区や川西市の事案のような例が生まれやすくなります。

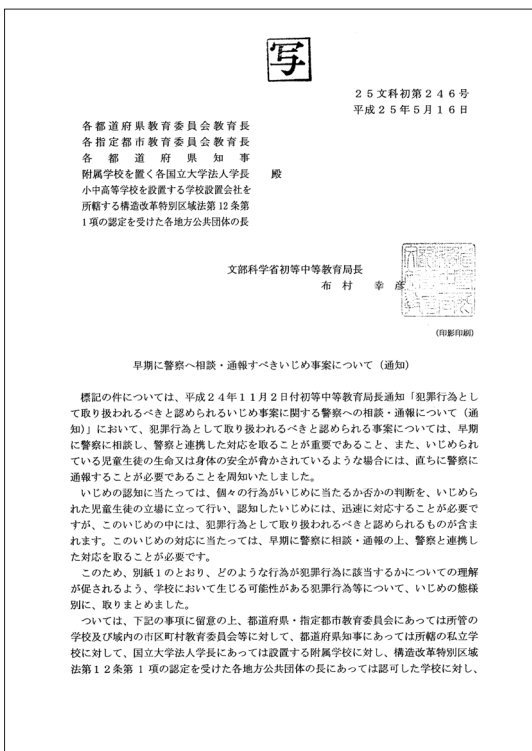
暴力的な問題を起こす児童生徒の場合、ふだんの言動からある程度予想できます。しかし、本来の意味でのいじめの場合、「どの子どもにも起こりうる」と言われてきたとおり、そうした予想はできないと考えられます。

前者については、問題を起こしそうな一部の児童生徒を「見張る」早期に発見する」ということで構いません。しかし、後者については、一部の児童生徒ではなく全員を対象とした未然防止が求められるわけです。ところが、いじめと暴力と一緒にして取り組むと、つい一部の子供にばかり目が行き、結果的にいじめを見過ごしやすくなってしまう。

だから、いじめと暴力とはきちんと分けて対応すべき、ということですね。

実際には、「暴力」をふるう児童生徒が普通のいじめにも加わったり、「暴力を伴ういじめ」を行ったりもします。ですから、必ずしもいじめと暴力をきれいに分けられるわけではありません。学術的な議論や分析を行う際など、かなり厄介な問題です。しかし、学校現場における実際の対応については、むしろ単純と言えます。「暴力がらみの行為」に関しては、全て「速やかにやめさせる」ということで、何の問題もないからです。

「いじめ」と「暴力」を区別するのはではなく、「暴力を伴わないいじめ」と「暴力や暴力を伴ういじめ」とで分けていく、という理解でよいのでしょうか？



『早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について』(文部科学省初等中等教育局の平成25年5月16日付通知)の抜粋

いじめの態様	刑罰法規及び事例
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条) 第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害 (刑法第204条) 第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条) 第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例：プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。

いじめの態様と、相当すると考えられる刑罰法規の一例

そのとおりです。そもそも「暴力」と呼ばれるような行為は、基本的に法律によって禁止されています。学校において生じる可能性のある犯罪行為等については、文部科学省によっていじめの態様別に取りまとめられています。(左に一部を紹介)

「暴力」なのか「暴力を伴ういじめ」なのかなどと悩む必要はありません。「見つけたら止める」ということに尽きます。

「暴力を伴ういじめ」 の特徴

を行い、その結果をお示ししています。

—— 従来、「暴力を伴ういじめ」を取り上げてこなかったのはなぜなのでしょう？

「暴力」が絡んだ時点で「いじめ」とは異なる、対策も違ってくる、という明確な考えに立ってきたからです。

それなのに調査項目に含めてきたのは、「暴力的な行為」を当たり前のようには含む欧米の bullying 概念との関係が一つ。もう一つは、奇妙に聞こえるかも知れませんが、「暴力を伴わないいじめ」とは異なることをデータで確かめるためです。あくまでも、参考の扱いとして調査してきました。

—— 今回、あえて「暴力を伴ういじめ」を取り上げたのは、なぜでしょうか？

先ほども少しお話ししましたが、大津の事案に絡んだ様々な動きにより、人々の認識の中でいじめと暴力の違いというものがすっかり曖昧になり、学校現場の対応に混乱を来したり、誤ったものが目立つようになつたりしてきたからです。

本来のいじめ（＝「暴力を伴わないいじめ」）への対策は、児童生徒を健全に育てていくことで「未然防止」を図ることを中心にするしかありません。ところが、いじめと暴力を混同した状態が続くと、「未然防止」ではなく即効性を期待した「対症療法」へと時間も労力もお金も流れ、結果的には本来のいじめの被害を減らすどころか増やしかねません。

暴力対策と混同してはならないことを理解していただくために、いじめと暴力は違うとただ繰り返すだけではなく、あえて「暴

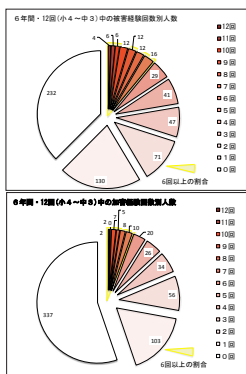
力を伴ういじめ」という形でとりあげることににより、その質の違いを理解してもらうことにしたのです。

—— 「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」とでは、そんなにも質的に異なるのでしょうか？

異なります。「暴力を伴ういじめ」の場合には、「どの子供も加害者になる」とは言えませんし、被害者でさえさほど大きく広がることはありません。かなり限定的なのです。つまり、これはこれで深刻な行為には違いありませんが、決して「どの子供にも起こりうる」というものではないのです。

—— そのことは、今回の報告書の図12（13ページ）から言えるということですね？

そうです。6年間12回中の調査時点で6回以上にわたって被害を訴えたり加害を認めたりした子供は、1割ほどの子供です。反対に、経験者の半数は1回とか2回という経験にとどまります。何度も繰り返すような一部の児童生徒と、数回にとどまる、あるいは経験しない多数の児童生徒に分か



『いじめ追跡調査 2010-2012』(13 ペー

れるのです。

—— つまり、「暴力を伴ういじめ」や「暴力」を行う児童生徒はかなり特別な児童生徒であり、どの子供も巻き込まれる「暴力を伴わないいじめ」とは異なるということですね。

そうです。しかも、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」という行為は、人目に付きやすいですし、その結果、被害者がケガをしたりすれば、その時点でも発覚しやすいわけです。教師がそれに気付かないはずはありません。「目に見えにくい」ことの多い「暴力を伴わないいじめ」とは、この点でも異なります。

—— つまり、「暴力を伴ういじめ」や「暴力」を行う児童生徒については、教職員は把握しやすい、把握できているはず、ということですか？

そうです。ちなみに、今回の報告書の図10や図11（12ページ）を見ても、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の「週に1回以上」の加害者の再発・継続回数は、最大が3年間6回中の4回とか、6年間12回中の7回となつています。6回とも全部とか、12回全部にわたつてという子供がいけないのは、事が大きくなる前に発覚していたり、目を付けられていたりということを示唆しているものと考えられます。

ですから、「暴力を伴ういじめ」や「暴力」の場合、把握できなかつた、発見できなかつたというような問題ではありません。把握していながら毅然とした対応がなされなかつた、適切な対策がなされてこなかつた、という点に問題があるのです。

おっしゃるとおりです。『いじめ追跡調査二〇〇四〜二〇〇六』と『いじめ追跡調査二〇〇七〜二〇〇九』については、本来の意味でのいじめ、つまり「暴力を伴わないいじめ」のデータを用いて、「深刻ないじめはどの学校、どのクラス、どの子供にも起こりうる」という認識を裏付けてみせることが中心でした。

—— 「いじめにピークはない」とか「どの子供も被害者に、また加害者になりうる」といった分析ですね。

今回も、その点については同じです。ただ、前回まではそれに加えて、「なぜ、普通の子供までが加害者に？」という分析を行ってきたのに対し、今回はそれに代える形で「暴力を伴ういじめ」についての分析

—— いじめと暴力は違うという話をもう少し深く訊いてみたいと思つのですが、今回の報告書はこれまでと大きく異なる点がありますね？

—— 大津の事案は、その代表例ということですね？

そういうことです。それを「暴力」と捉えるのか、あるいは「いじめ」と捉えるのか、はたまた「ケンカ」と捉えるのかということ、発見時の判断としては必要のないことです。明らかな暴力行為を目撃しているのですから、それを止めなければいけません。

もちろん、教職員も被害に遭う可能性はありますから、その場で力尽くで止めろとだけ言っているわけではありません。状況に応じて、他の教職員の助けを呼ぶなりすればよいし、注意しても聞かない、誰彼構わず暴力を振るうということなら、警察等の関係機関と相談していけばよいのです。

今は、警察も積極的に協力してくれる体制になっていまいから、相談することを躊躇する必要はありません。

—— しかし、警察に連絡するというのは「教育の放棄」「教育の敗北」を意味する、といった考えも聞かれます。

警察に相談しなくとも、きちんと学校だけで解決できるのであれば構いません。そもそも、そんな事態に至る前に、学校にできることはたくさんあるはずですから。

しかし、現に暴力行為が行われ、被害者も出ているにもかかわらず教職員には止められないという状況なら、警察に相談することをためらうべきではありません。学校は聖域というわけではないのです。

—— では、被害を受けていた児童生徒が、「いじめではない」「暴力ではない」と

か、「遊んでいただけ」「ふざけていただけ」、あるいは「ただのケンカ」「大丈夫」などと答えた場合にはどうなのでしょう？

これは、よくある話ですね。大津の事案でも、似た話が聞かれました。

ふだんから暴力的な児童生徒の集団があり、その集団内で上位の子供が下位の子供を攻撃するといったような場合、教職員の問いかけに対して、加害者だけでなく被害者も被害を否定するということが少なくありません。

—— 加害グループ内部でもいじめがある、ということですか？

そうですね。加害者になりがちなグループの内部でも「バシリ(使い走り)」をやらされていたり、時に上位の子供の機嫌が悪いと下位の子供に八つ当たりに暴力をふるうこともあります。

そういったグループ内のいじめや暴力については、被害者側が被害を訴えてこないばかりか、教職員から尋ねられても加害者をかばうことさえあります。

—— なぜ、加害者をかばうのでしょうか？

グループを抜けれない、抜けたくないと考えれば、必然的に加害者をかばうという選択肢しか残りません。

例えば、そうしたグループを抜けようとする(裏切る)ともっとひどい目に遭うという場合があります。これは、わかりやすい話ですね。グループを抜けさせた後に、きちんとその子供を守るような体制をつくってやらなければ、正直には話しません。

また、そのグループを抜けてしまうとほかに友達がいらない、一人ぼっちになってしまう、という場合もあります。一人になるくらいなら、暴力に耐えてでもグループ内にとどまりたいという場合です。これも、その子供を受け入れてくれる学級なり学年の人間関係を準備できていなければ、正直には話しません。

—— なるほど。部活動の中で不適切な上下関係ができ、練習と称していじめたり暴力を振るったりという場合も、似た構図で捉えられますね。

そういうことです。ですから、「暴力」に気付いたら、まずは速やかに止めに入ります。もし、被害者が被害を否定する場合でも、その話を鵜呑みにするのではなく、「暴力は暴力」としてやめさせる。その上で、被害者が守られるような状況を作っていく必要があります。

—— もし、本場に「プロレスごっこ」をしているだけのような場合には？

遊んでいるつもりでも間違つてケガをすることもあるからと説き、やめさせるのが基本です。また、比較的危険性がないと思われる場合でも、相手が嫌がったり、苦痛を訴えたりしたらやめる、ということを知っていくことが大切です。

写

原 議 保 存 期 間 10 年
(平成36年3月31日まで)
警 察 庁 丙 少 第 1 号
平 成 25 年 1 月 24 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

各 都 道 府 県 警 察 長 官
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

学校におけるいじめ問題への的確な対応について
昨今、いじめを受けていた少年が自殺等深刻な事態に至ったという重大な事案が発生するなど、学校におけるいじめ問題をめぐり少年の保護と非行防止の両面から憂慮すべき事態が生じている。

学校におけるいじめ問題については、一義的には教育現場における指導により重大な結果に至る前に解決されるべきものであるが、警察としても、いじめ事案への必要な対応を速断に行うため、早期把握に努めていく必要がある。いじめ事案は学校を中心に発生することから、学校が認知したいじめ事案について適時・適切に連絡を受けることが必要不可欠であるなど、いじめ事案に的確に対応するためには、これまで以上に学校との連携を強化しなければならない。

そこで、各都道府県警察には、下記のとおり、学校や教育委員会等とこれまで以上に緊密な関係を構築するなどして、学校におけるいじめ問題に的確に対応されたい。なお、本通達は文部科学省と協議済みであることを申し添える。

記

1 学校におけるいじめ問題への対応に関する基本的な考え方
学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為(施設行為を含む。以下同じ。)がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとっていく必要がある。特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大な事案がある場合は、捜査、補導等の措置を積極的に講じていく必要がある。

2 いじめ事案の早期把握
(1) 少年相談活動による早期把握
少年相談活動は、学校におけるいじめ事案(以下単に「いじめ事案」という。)に関する情報が警察に寄せられる機会であり、事案を早期に把握する上で重要であるため、次の点に留意して活動を推進すること。
ア 少年相談活動の周知

『学校におけるいじめ問題への的確な対応について』(警察庁が平成 25 年 1 月 24 日付で発出した文書)の抜粋

「暴力を伴わないいじめ」の特徴

——なるほど。最初に被害を受けた側がやり返したことでだけ責められ、もう一方の加害行為は「お咎めなし」になってしまふ可能性があるということですね？

「暴力」の場合には、そうした前後関係や事情はどうであれ、行為自体が問題なのです。理由の如何を問わずに指導をして構いません。仕返しだから許される、ということにはならないからです。

しかし、「暴力を伴わないいじめ」については、そういうわけにはいきません。そもそも、個々の行為自体は「やさしいこと」「よくあるトラブル」がほとんどです。個々の行為自体の問題性というより、そうした行為によって被害側が実際に精神的に傷ついたこと、そうなることに少なからず気持ちつづつそうした行為を繰り返した、あるいはみんなで行ったという点を問題にしなければなりません。

ですから、そうなったいきさつも重要になりますし、指導も慎重に行う必要があります。

——個々の行為自体の問題性を問うだけでは十分な指導になりえない、「暴力」や「暴力を伴ういじめ」よりも慎重な指導が必要、ということですね？

「暴力を伴わないいじめ」の場合、「目に見えにくい」ことが多いわけです。ですから、教職員が100%気付くことなど不可能です。そのことを強く自戒しながら指導しないと、あたかも教職員が一方のみ負担した、一緒になっていじめたかのような形になりかねません。

また、「暴力を伴わないいじめ」の場合、

加害側には行為を正当化する言い訳があるのが普通です。「いじめはいけない」と指導するだけでは、単純に説得できないことも多いですし、教師がそうした言い訳に簡単に納得・同調してはなりません。

——厄介ですね。

だからこそ、起きてからの対応ではなく起きないようにする対策、よくあるトラブルがこじれて深刻ないじめへと発展しないようにする対策が重要なのです。

——つまり、「暴力を伴わないいじめ」については、「早期発見」ではなく「未然防止」ということですね？

そうですね。もちろん、児童生徒のちょっとした変化も見逃さないような注意は必要です。「暴力を伴わないいじめ」であっても、それに気付く、敏感になるという意味での「早期発見」は必要です。

しかし、どこかでいじめは起きていないか、いじめを起こしそうな子供を見張ろうという対応、いじめを見つけ出そうという意味での「早期発見」は、「暴力を伴わないいじめ」に関しては効果的とは言えず、効果もさほど期待できません。

——なぜ、見つけ出そうとする「早期発見」が効果的と言えないのでしょうか？

今回の報告書も含め、繰り返し指摘しているように、「暴力を伴わないいじめ」はどの子供にも起こりうるものであり、しかも大半の子供が巻き込まれるものだからです。

半年間で4〜5割以上が加害経験をもつ

ばかりか、次の半年にはかなりの部分が入れ替わる。言葉どおり、誰にでも可能性があるわけなので、全員を対象に教育を行えばよいわけです。労力も時間もお金もない中で、わざわざ「より可能性の高い子供」を見つけ出そうとする必要はありません。

それどころか、ある時点で行った調査等でたまたま発見した児童生徒を「常習的な子供」であるかのように誤解することで、それ以外の子供による新たないじめの発生を見逃すことにもなりかねません。

——むしろ、予断を持つことの方が危険、ということですね？

そうですね。「暴力を伴わないいじめ」の発生実態というのは、例えて言うなら、「風邪」のようなものなので、予防が一番なのです。

——病気の「風邪」、ですか？

はい。いつでもどこでも起きていて、その多くは数日もすれば自然に解消し、本人もそれと気付かない場合すらある。ところが、「たかが風邪」と侮っていると、それがこじれて肺炎になり、時には死に至ることもあり得る。それが、「風邪」です。

いじめも、元々はささいな行為なのに、気付かないまま放置すると、時に急速にこじれ、取り返しの付かない事態にまで進むことがあります。特に、しつこく繰り返されたり、みんなから集中的にされたりすると、深刻な精神的ダメージをもたらします。

——なるほど、「たかが風邪」「たかが子供同士のトラブル」とは言え、軽く考えていると危険、注意が必要、ということ

——「暴力」や「暴力を伴ういじめ」については、「とにかくやめさせる」「速やかに対応する」ことが大切であると、よく分かりました。では、「暴力を伴わないいじめ」についてはどうでしょうか？

気付いた場合には、もちろん同じ対応です。ただし、「暴力を伴わないいじめ」の場合、被害側と加害側の関係が固定的（一方的）とは限りませんし、「目に見えない」だけに全体像を把握できていない可能性も高くなります。ですから、いきなり叱り飛ばす指導は危険です。

——

たまたま見つけたのが、最初に被害を受けていた児童生徒が加害側にやり返した場面だったような場合、つまり最初の被害には気付いていなかったりした場合、やり返した加害側を一方的に指導したのでは話がこじれます。

すね？

そうですね。ただ、それが深刻なものへとエスカレートするかどうかを発生時点の行為から見分けられるわけではありません。そもそも、気付かないことも少なくないわけですから。

問題が大きくなった後で、「あれが予兆だった」と気付くことはあります。しかし、似たようなトラブルでも大事に至らない場合も多いです。「暴力を伴わないいじめ」については、発生時点でそれと気付くのは困難な場合が多いのです。

—— 検査等で見つけ出そうにも、発見は期待できないわけですね。

「風邪」の場合、「人間ドック」等の検診で「早期発見」などは考えません。多くは短期間で回復しますから、偶然そのときに発症しているのではない限り、年に一回くらいの検査で見つかるはずがないのです。検査が終わった後で感染することもありません。

ですから、そもそも「早期発見」などと考えるより、児童生徒全員に「うがい・手洗い」を徹底させること、更には感染しても発症しないで済むよう「早ね・早おき・朝ごはん」を徹底させることの方が効果的です。つまり、予防（＝「未然防止」ということですね。

—— なるほど。「暴力を伴わないいじめ」も同じように考えていけばよいと？

そうですね。起きたとしてもその多くは短期間で収束してしまいますし、調査や検査の後で起きた場合にも発見できません。年

に数回の調査等で現在進行形の行為を「発見できる」と期待しない方が賢明です。

もちろん、どのくらい割合でいじめが起きたかを把握することは対策を講じていく上で必要ですから、少しでも正直に答えられるようにアンケート等を工夫することは大切です。しかし、それは「アンケートで発見する」という話とは違います。

「暴力を伴わないいじめ」の場合、まず取り組むべきことは「未然防止」です。子供同士の日々のトラブルが減り、相手に対する意地悪な気持ちが減り、仮にそうした事態が起きても相手を不快にさせるような態度や言動を抑えられるなら、「深刻ないじめ」にエスカレートすることはなくなるからです。

—— つまり、全員の子供を対象に、さまざまな事柄が深刻な事態へとエスカレートしないような状況をつくるのが最優先ということなのですね？

そのとおりです。「暴力を伴わないいじめ」に関しては、本当に「どの子どもにも起こりうる」のです。そのことは、今回の報告書の図8（10ページ）から明らかです。6年間12回の調査時点の中で被害経験にし

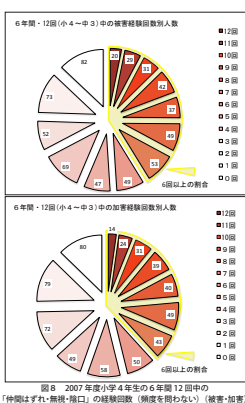
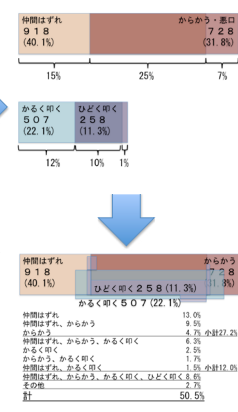


図8 2007年度小学4年生の6年間12回中の「仲間はずれ・無視・悪口」の被害経験(頻度も問わない)(被害・加害)

『いじめ追跡調査 2010-2012』(10 ページ)

る加害経験にしろ、全く持たなかった子供は1割ほどしかないのです。



※2012年の中学生2292名の6月時点のデータから作成
※左上に表示されているのは、主要ないじめ行為の加害経験者の実数と経験率
※右上は、暴力を伴わない「仲間はずれ・無視・悪口」と「からかう・悪口」の重なりと、暴力を伴う「かるく叩く・たたく・蹴る」と「ひどく叩く・たたく・蹴る」の重なりと、おおまかな比率を示す
※右は、上記4つの重なりと、主な類型の比率を示す
※「ひどく叩く・たたく・蹴る」の加害経験者は、ほぼ全員が「かるく叩く・たたく・蹴る」を行い、さらに大半が「仲間はずれ・無視・悪口」や「からかう・悪口」も行う

図13 いじめタイプの重なり(加害経験)(2012年度6月中学生)

『いじめ追跡調査 2010-2012』(14 ページ)

そもそも、中学校の場合で言えば、半年間で3割弱の生徒が「暴力を伴わないいじめ」の加害経験を、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」を含めれば4割の生徒が加害経験を持つことがわかっています。(14ページ図13を参照)どの児童生徒も、何らかのきっかけがあれば被害者にも加害者にもなり得ることがわかっているのです。

—— しかし、どの子供も被害に遭うというのわかりますが、なぜどの子供も暴力を伴わないいじめ」の加害に及ぶのでしょうか？

児童生徒の加害経験（仲間はずれ、無視、陰口」「からかう・悪口」「軽くぶつかる・叩く・蹴る」を合わせたもの）と強く

関わってくるのが、時々の「ストレス」(それをもちたらず要因は、勉強、友人関係、教師、家庭に関するできごと)であり、その関係を強めるのが「競争意識」であり、緩和するのが友人や教師、家庭からの「支援」であることは、『いじめ追跡調査二〇〇七～二〇〇九』で示しました。

—— ストレスを減らすことができたら「暴力を伴わないいじめ」は減る、ということでしょうか？

ストレスをどうこうするというより、そのように感じさせないこと、満たされていると感じているかどうか、といったあたりが重要だと思われま

経験的にも理解できることだと思わのですが、他人から「認めてもらっている」という思いが強ければ、他人に対して苛立つことも、他人を攻撃することもなくなるのではないのでしょうか。

—— 「思いやりの心を育て」とかも言われますね？

「相手に優しくしてあげよう」とか「相手を思いやろう」とかいった言われ方もしますが、少し違う気がします。本人が「認めてもらっている」という実感がありません、他人にだけ優しくするよう求められても難しいのではないのでしょうか。

反対に、本人が「みんなから認めてもらっている」と感じられれば、おのずから他人にも優しくなれる、受け入れることができるのではないのでしょうか。特にいじめの場合には、「満たされていない」という思いが、相手に対する意地悪な気持ちを生み出していると考えられます。

「未然防止」の 進め方

—— どうやら、いじめ、特に「暴力を伴わないいじめ」の「未然防止」というのは、そのあたりの理解、「満たされている」「認められている」という思いが鍵、ということになりそうですね？

そう思います。『生徒指導支援資料3』に収録した『校区ではぐくむ子どももの力 いじめ・不登校を減らすヒント』で紹介した事例ですが、小学校六年生が「自己有用感」（他人の役に立ったという感情）を獲得できるよう、小学校一年生の「お世話活動」に取り組ませたところ、中学校に入学してからのいじめが減っていくんですね。単なる「自尊感情」や「自己肯定感」といった自分から自分への評価ではなく、自分の行ったことを他人から認めてもらった、自分が相手にした働きかけを相手から評価されたというように、相手の存在が前提となって生まれてくる「自己有用感」であるところがポイントだと思います。

—— ささいなトラブルが深刻ないじめ

へとエスカレートしやすい学級（学年・学校）というのは、「認めてもらっている」と感じていない児童生徒が多い学級（学年・学校）ということになるのでしょうか？

それは大きいと思いますね。ただし、これを単なる学級への適応感や友人関係の満足度といった表面的な話として捉えてほしくはありません。よくある「大人が褒めて育てる」という話とも、微妙に違うと思っています。

—— 何か、ややこしそうですね。

「教師がすべきこと、教師にできること」と、「子供自らが獲得していくもの・子供自らが感じとっていくしかないもの」とを見極めて区別していかないと、似て非なるものになってしまう。

例えば、教師主導の「適応訓練」や「スキル訓練」に陥ったり、教師主導の「単なるやらせ」で終わったりもするわけです。

—— 「教師がすべきこと」と「子供自らが獲得していくもの」というのは、『生徒指導リーフ2』の「絆づくり」と「居場所づくり」に関連する話でしょうか？

そうですね。いじめの「未然防止」、あるいは不登校の「未然防止」でもそうなのですが、私もこの「絆づくり」と「居場所づくり」の二つを区別しつつ、その両方を行っていくことが重要だと考えています。

—— 「絆づくり」と「居場所づくり」について、少し詳しく説明してください。

まず、「居場所づくり」について説明します。これは、文字どおり、学級や学年、学校を児童生徒の居場所になるようにしていくことです。そのためには、児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができると感じられるような「場」として、学級や学年、学校をつくり変えていくことが必要になります。

様々な危険から子供を守るといふ安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持つたりしないという安心感も重要です。

—— 具体的に言つと、どんなことでしょうか？

例えば、「居心地が悪い」と感じている児童生徒がいらないかを考えてみてください。授業中に机に突っ伏して寝ている子供がいたりしませんか？ あるいは、当てられたらどうしようと内心ビクビクしている子供はいませんか？ 答が間違っていたらどうしようと手を挙げられずにいる子供はいませんか？

こうした子供の場合、まずは基礎的な学力が身に付いていないことが多いわけです。これを解消するには、「わかる授業」が必要になりますよね。例えば、説明の仕方を工夫するといったことが考えられます。また、それ以前に、「今、何をすべきなのか」「何を考えるよう求められているのか」をはっきり指示しないまま進められていく授業も問題です。

—— 「居場所づくり」は、まずは授業改善、授業の見直しからということでしょうか？

そこから始めるべきでしょうね。また、間違った答えを言っても笑われたり叱られたりしないという雰囲気を作ることも大切なことです。

それと、「わかる授業」とは対極の話のように感じられるかも知れませんが、小学校の低学年のうちから、授業中は正しい姿勢を保つことに慣れさせておくことも大切です。そうでないと、「わかる授業」を行っていても集中力が途切れて「わからなくなる」こともありえます。姿勢が崩れていても注意しないまま授業が進むということでは困るのです。忘れ物をさせない指導なども、同じことですね。

—— 子供に媚を売って「居心地よくしてあげる」ということではなく、「子供が困らないようにする」と考えればよいのでしょうか？

それでよいと思います。それも、今だけでなく、例えば中学生や高校生になっても困らないようにという視点が大切ですね。

—— 授業場面以外でも同じように考えていく、ということでしょうか？

基本的には、同じことだと考えてください。

—— では、「絆づくり」についてはどうでしょうか？

教師がきちんと「居場所づくり」を進めているというのが、まず大きな前提になります。その上で、子供自らが主体的に取り組み活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるという

いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する。

のが「絆づくり」になります。
——「絆づくり」を行うのは、あくまで
も子供（同士）だ、ということですね？

そのとおりです。子供同士と一緒に活動
することを通して自ら感じとっていくもの
が「絆」であり「自己有用感」ですから、
教師が直接に「絆づくり」に関与すること、
直接に「自己有用感」を与えることはでき
ません。

ただ、そのための「場づくり」はできま
す、すべきです。特に、全員の子供の
「絆づくり」を促すためには、それなりの
教師の働きかけが不可欠です。

—— もう少し説明していただけます
か？

子供の主体的な活動なのだから、「子供
任せでよい」というのは単なる「放任」で
しかありません。とりわけ、今の子供の社
会性は未熟だったり未発達だったりします
ので、「放任」の姿勢では一部の児童生徒
のみが主体的に取り組むだけの活動にな
がちです。

全員の児童生徒に「絆づくり」の場や機
会を与えていくようにするのは、大人の仕
事です。一言で言うなら、全ての児童生徒
が活躍できる場を準備するようにしてく
ださい。

—— 例えば、どんなふうにでしょうか？

一部の児童生徒の発言だけで進行する授
業があります。残りの児童生徒は参加して
いてもいなくても進行していくような授業
のことです。そうではなく、ペアやグルー
プで話し合う場を短時間でも設定するこ

とで、全員が参加できるようにすることに
どが考えられます。

もちろん、そうしたペアやグループの活
動も、必然性のある形で行わないと単なる
雑談や無駄話になってしまいます。どんな
活動をするのかは、明確に指示しておかな
ければいけません。

—— 活躍するのは子供だけでも、彼
らが十分に活躍できるようにお膳立てをし
ておく、と考えればよいですか？

そうです。ペアやグループの組合せ、取
り組む課題のレベル、話し合わせる時間、
話し合った結果を発表させる時間や仕方
など、教師が事前に考えておかなければな
らないことはたくさんあります。形だけグ
ループにするのでは、意味がありません。

—— 余り準備しすぎるのも、少し抵抗
があります。主体的な活動ではなくなっ
てしまうようないい……

発達段階に応じて加減をするのは当然で
す。しかし、今の児童生徒は、社会性とい
う点では昔よりも幼いということは忘れな
いでください。二〇年前の子供にできたか
らといって、今の子供に同じことを最初か
ら期待するのは無茶です。ゆっくり離陸さ
せて手を離すような気持ちでないと、失敗
に終わります。

それと、あくまでも全員の児童生徒、と
いうことを忘れないようにしてください。
一部の児童生徒だけが先頭を突っ走って
いて、残りは取り残されていることに気付か
ない教師も多いのです。

—— 「絆づくり」の場合も、授業場面か

ら行事の場面まで、様々なところで取
り組ませることができるといってこと
ですね。

そうです。「授業づくり」と「集団
づくり」を見直していくことができれ
ば、いたずらにトラブルが起きること
も、それがいじめへとエスカレートす
ることもなくなっていくと思います。

—— 「風邪」を予防するために、児
童生徒全員に「うがい・手洗い」を徹
底させたり、「早ね・早おき・朝ごはん」
を促すのと同じですね。

いじめに向かわせないために必要な
ものを似たような形でまとめると、

- ・ 規律（きりつ）
- ・ 学力（がくりょく）
- ・ 自己有用感（ゆうようかん）

ということになると思います。

きちんと授業に参加し、基礎的な学
力を身に付け、認められているという実
感を持った子供なら、いたずらにいじめ
の加害に向かうことはないと考えていま
す。

—— ケータイやスマホといった機器を
用いたいじめについても、そういった『未
然防止』が有効なのではないでしょうか？

そう思います。海外の bullying 研究で
は、インターネット系の行為を特別視し
ようとする意見もあります。一般の「暴力」
とはほど遠い行為だからでしょう。

○身体的な健康を中心にした、主に家庭で取り組むべき課題は

「早ね・早おき・朝ごはん」



○いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は

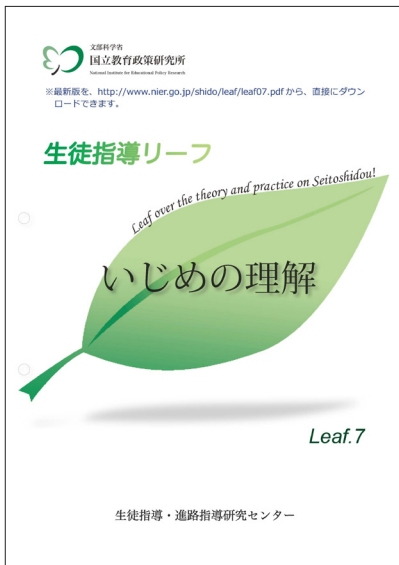
- ・ 規律（きりつ）
- ・ 学力（がくりょく）
- ・ 自己有用感（ゆうようかん）



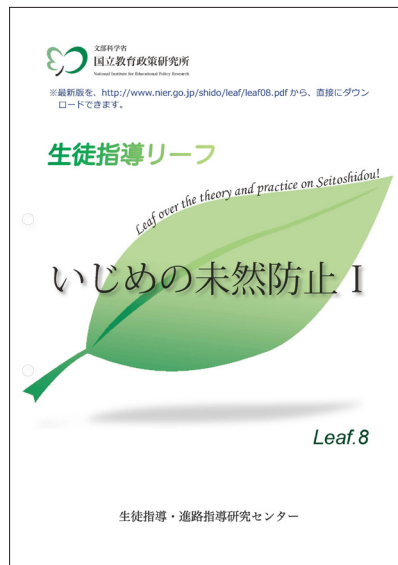
★きちんと授業に参加し、
基礎的な学力を身に付け、
認められているという実感を持った子供

こちらこそ、ありがとうございました。

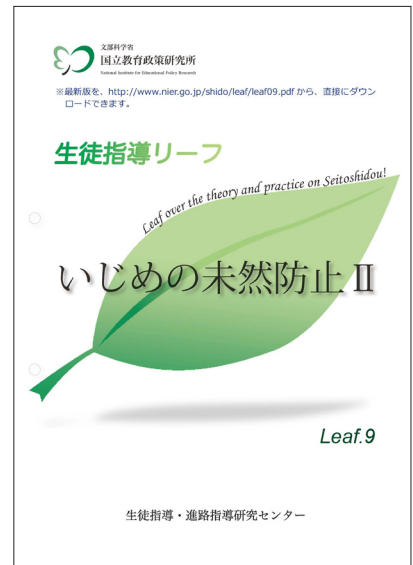
平成 24 年 9 月発行



Leaf.7 いじめの理解

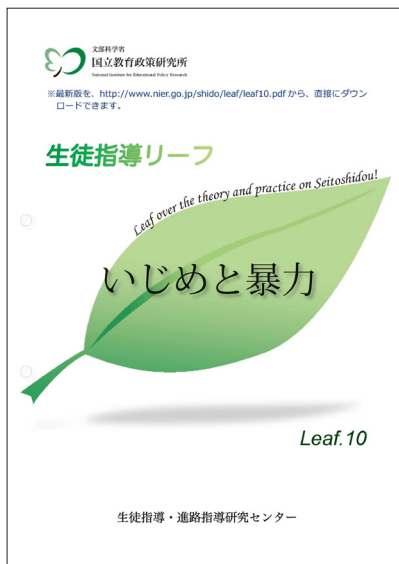


Leaf.8 いじめの未然防止 I

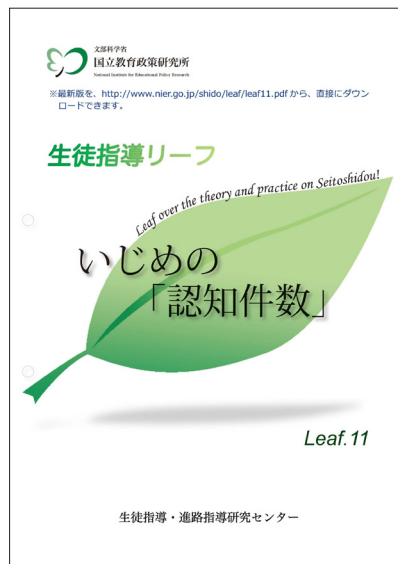


Leaf.9 いじめの未然防止 II

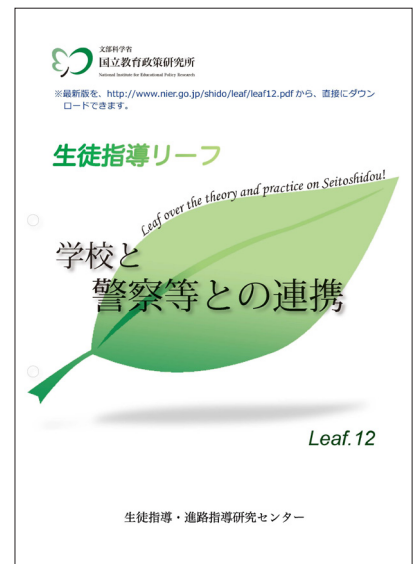
平成 25 年 1 月発行



Leaf.10 いじめと暴力

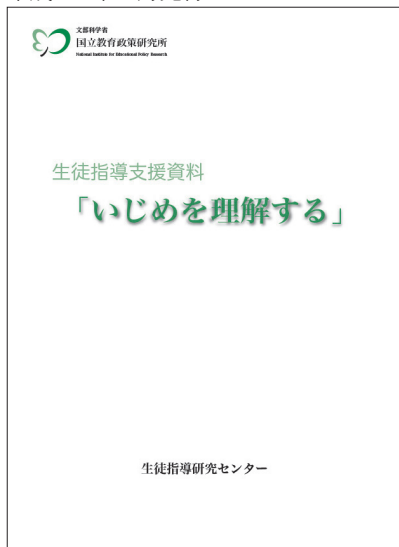


Leaf.11 いじめの「認知件数」



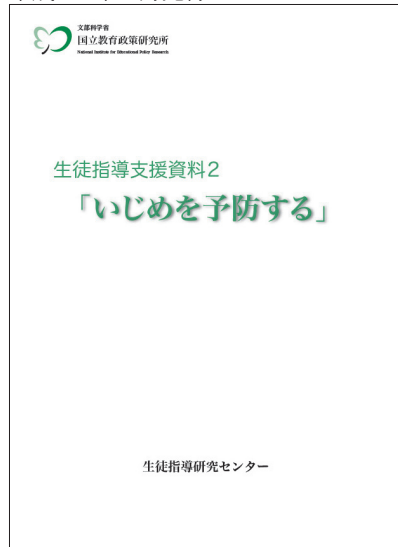
Leaf.12 学校と警察等との連携

平成 21 年 6 月発行



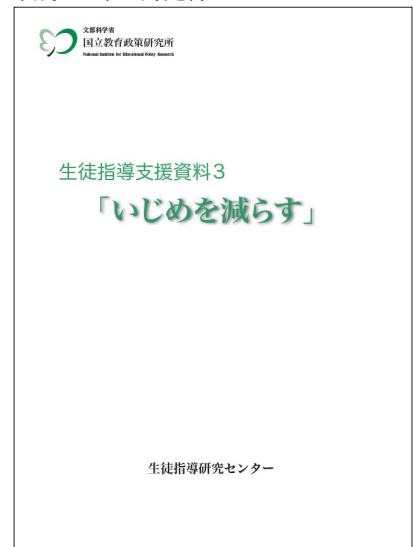
生徒指導支援資料「いじめを理解する」

平成 22 年 6 月発行



生徒指導支援資料2「いじめを予防する」

平成 23 年 6 月発行



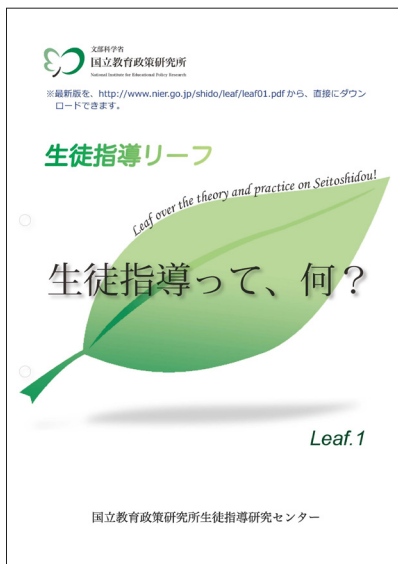
生徒指導支援資料3「いじめを減らす」

☆『生徒指導リーフ』シリーズと『生徒指導支援資料』シリーズの御案内☆

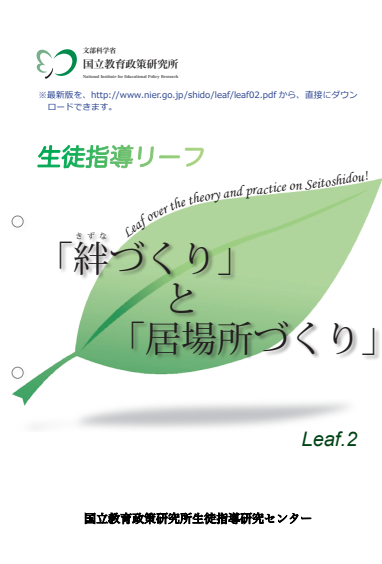
- 『生徒指導リーフ』シリーズは、生徒指導に関して、理解しているようでいながら、実は十分に説明されてはこなかった事柄、新しい概念や手法などにスポットを当て、ピンポイントで解説や提案を行う新しい形の生徒指導資料です。
- 年に4回程度のインターネット配信という特性を活かし、時々々のトピックにも迅速に対応しており、いじめに関する内容も多く取り上げています。平成24年2月から現在までに、12回のリーフが発行されています。
- 『生徒指導支援資料』は、平成21年から平成23年にかけて「いじめ」をテーマに3冊発行されました。追跡調査等から得られたデータを踏まえ、各学校がいじめに取り組む際に役立つ「校内研修支援キット」（分析編と解説編に相当する資料の2本立て）の形で作成されています。
- 今回の『生徒指導支援資料4』からは、装いを新たにしましたが、2本立ての体裁は変わっていません。

※いずれの資料も、「国立教育政策研究所」のホームページの「各部・センター案内」から「生徒指導・進路指導研究センター」を選んでいただければ、ダウンロードできます。

平成24年2月発行



Leaf.1 生徒指導って、何？

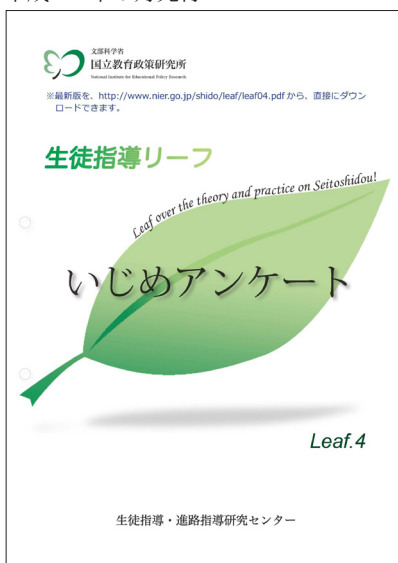


Leaf.2 「^{きずな}絆づくり」と「居場所づくり」

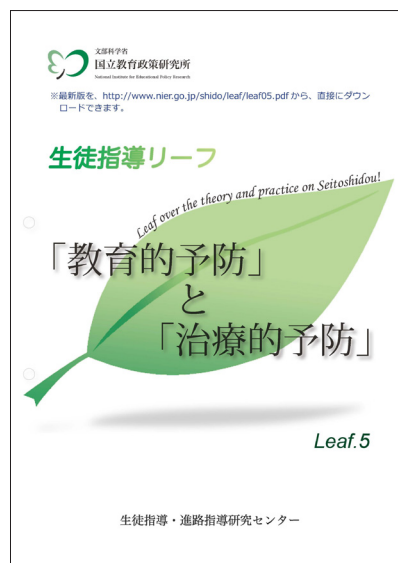


Leaf.3 発達障害と生徒指導

平成24年6月発行



Leaf.4 いじめアンケート



Leaf.5 「教育的予防」と「治療的予防」



Leaf.6 特別活動と生徒指導



文部科学省

国立教育政策研究所

National Institute for Educational Policy Research

編集 生徒指導・進路指導研究センター

T E L 03-6733-6880

F A X 03-6733-6967